平成31年４月１日以後の申告書の提出の際、**源泉徴収票等**の**添付**が**不要**となりました

【添付が不要となる主な書類】

●給与所得、退職所得及び公的年金等の**源泉徴収票**
●オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
●配当等とみなす金額に関する支払通知書
●**上場株式配当等の支払通知書**
●**特定口座年間取引報告書**

ご注意ください！！

●確定申告書には、
源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、**確定申告書第二表等に必ず記載してください。**

●税務署等で確定申告書を作成する場合には、**源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。**